

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-10)

施策名	目標3-4 土壤環境の保全								
施策の概要	<p>○市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止のために、土壤汚染対策法に基づき、環境リスクの適切な管理を確保する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○畑作物中のカドミウム及び米中のヒ素に関する規格基準設定に備え、農用地土壤汚染防止法における対策地域指定要件等の規制手法確立を目指すための科学的知見の集積を図る。</p>								
達成すべき目標	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。								
施策の予算額・執行額等	区分		26年度	27年度	28年度	29年度			
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	243	283	288	291			
		補正予算(b)	0	0	0				
		繰越し等(c)	▲ 14	14	0				
		合計(a+b+c)	238	297	288				
執行額(百万円)		229	247	267					
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)									
測定指標	土対法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率(%) (成果実績=指示措置実施区域数/要措置区域数)	基準	実績値					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	△
		-	80.2	69.9	74.5	91.5	集計中	100	
	年度ごとの目標		/	-	-	-	-	/	
	ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	基準	実績値					目標	達成
年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○	
-		100	83.3	83.3	100	100	100		
年度ごとの目標		/	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	(判断根拠) ○施行状況調査の結果、土壤汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における指示措置の実施率は約92%(平成27年度)となっている。 なお、指示措置の実施率の算出に用いる指示措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加した。 ○ダイオキシン類土壤汚染対策地域(以下「対策地域」という。)として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が完了しており、達成率は100%となった。
	施策の分析	○市街地土壤汚染対策については、土壤汚染対策法が適切に運用され、土壤汚染が把握されるとともに、措置が行われていることから、引き続き土壤汚染対策を確実に実施していくことが重要である。なお、土壤汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成29年5月に土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布された。 ○ダイオキシン類土壤汚染対策については、国民の健康保護のため、都道府県が指定するダイオキシン類対策地域での対策が確実に行われるよう、支援が必要である。 ○農用地土壤汚染対策については、施策が着実に進展していることから、引き続き、施策を実施し、農用地土壤の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止するため、必要に応じて指定要件等の見直しを行う。	
	次期目標等への反映の方向性	国民の健康保護の観点から、土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全することが重要であることから、引き続き当該施策を行っていく。	

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会において、平成28年3月から今後の土壤汚染対策の在り方について審議が行われ、同年12月に「今後の土壤汚染対策の在り方について(第一次答申)」が答申された。土壤汚染に関する適切なリスク管理を推進することとされた第一次答申の内容を踏まえ、平成29年3月に土壤汚染対策法の改正法案を国会に提出し、同年5月に可決・成立した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) 各年度 土壤汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省) 各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省) 各年度 農用地未規制物質対策調査業務及び農用地土壤環境調査手法等検討調査業務(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	土壤環境課	作成責任者名 (※記入は任意)	名倉 良雄(土壤環境課長)	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-------	--------------------	---------------	----------	---------